



大阪市立高等学校等の教職員を対象とする大阪府立学校長、教員、実習教員採用選考

令和3年6月10日
大阪府教育委員会

1 目的

大阪府教育委員会では、令和4年に大阪市立の高等学校等の移管を受ける（大阪市立の高等学校等が廃止され、大阪府立高等学校等を新たに設置）ことに伴い、大阪市立の各学校がこれまで培ってきた教育の内容や特色を承継、発展させることで、府立高校全体の魅力を高めていくとともに、多様な教育を一元的に提供していくこととしています。

今般、新たに設置する大阪府立高等学校の令和4年4月1日からの学校運営に必要な人材を確保する必要があることから、大阪市立の高等学校等に勤務する下記教職員を対象に、大阪府立高等学校に勤務することを希望する方を募集します。

2 選考職種等

職種*1		採用する職*2	勤務先
校長		校長・准校長	大阪府立高等学校（以下「府立高等学校」という。）*4
教員	教頭	教頭	
	教諭	教諭（首席・指導教諭・指導養護教諭を含む）	
	養護教諭		
実習教員*3		実習教員（総括実習教員を含む）	

*1 令和3年6月1日現在、大阪市立の高等学校等において在職している職と同職種（大阪府教育委員会（以下「市教育委員会」という。）事務局勤務者については学校における職種と同職種）への申込みに限ります。

*2 令和3年度の校長・教頭昇任選考に合格した者については、昇任後の職（補職）で採用する場合があります。なお、市教育委員会在籍時に相当する職（補職）がない場合は、同等と認められる職で選考・任用します。

*3 「実習教員」は、学校教育法が規定する「実習助手」の大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）における呼称です。

*4 必要に応じ、他職種との人事交流が行われています。

3 受験資格

次の(1)から(4)まで全て満たしていること。

(1) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号に該当しないこと。

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しないこと。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）第 3 条

民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

学校教育法第 9 条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）第 3 条

民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

(3) 出願に必要な免許状

選考職種が教員の方は、高等学校教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を所有していること。

※令和 4 年 4 月 1 日時点で有効な普通免許状を所有していることを意味します。

※既に普通免許状を所有する者が免許更新手続きを行わなかった等により令和 4 年 4 月 1 日時点で普通免許状が有効でない場合には、本選考で合格した場合であっても合格を取り消します。

(4) 年齢・資格要件等

次の①から④を全て満たしていること。なお、教諭、養護教諭及び実習教員については、日本国籍の有無は問いません。

- ① 令和 3 年 6 月 1 日現在、以下のいずれかに該当する者
 - ・大阪市立の高等学校の教諭又は実習助手として市教育委員会に採用された者で、かつ、令和 3 年 6 月 1 日時点で大阪市立の高等学校に在籍している者又は同中学校に在籍している者で市教育委員会が指定する者又は市教育委員会事務局に在籍している者
 - ・大阪市立の高等学校以外の校種の教諭又は実習助手として市教育委員会に採用された者で、かつ、令和 3 年 6 月 1 日時点で大阪市立の高等学校に在籍している者のうち市教育委員会が指定する者
 - ・大阪市立学校の養護教諭として市教育委員会に採用され、かつ、令和 3 年 6 月 1 日時点で大阪市立の高等学校に在籍している者
- ② 令和 3 年 6 月 1 日現在、分限休職中（地方公務員法第 28 条第 2 項各号）又は停職中（同法第 29 条第 1 項）でない者
 - ※地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に基づく分限休職中（病気休職中）の者で、令和 4 年 1 月 1 日までに復職する意向を有する者については、②を満たすものとみなす。
- ③ 令和 3 年度末年齢が 59 歳以下であること
- ④ 市教育委員会が推薦する者

4 出願方法

- (1) 申込みを希望する者は、別添の「大阪市立高等学校等の教職員を対象とする大阪府立学校長、教員、実習教員採用選考申込書（以下「申込書」という。）」に必要事項を記入のうえ、申込書を 2 部作成し、在籍する学校の学校長等を通じて、市教育委員会へ提出してください。
- (2) 在籍する学校の学校長等へは、令和 3 年 7 月 7 日（水）午後 5 時までに提出してください。なお、申込書に必ず写真を貼付してください。

- ※ (2)により提出のあった申込書に市教育委員会の推薦書、人事記録（写し）、その他選考にあたり必要な書類（処分事由説明書等）を添付の上、市教育委員会から府教育委員会へ提出を受けたことをもって、出願を受け付けます。
- ※ 申込者本人から、直接、府教育委員会への持参や郵送による出願は受付できません。
- ※ 日本国籍を有しない者は、申込みの際、本名を記入してください。

5 出願手続きの注意事項

- (1) 出願受付時において、受験資格や資格要件の詳細な確認は行いません。受験資格を満たしていないときや出願内容に虚偽が判明したときは、受験を無効とする場合がありますので、本選考案内を十分確認の上、出願してください。提出された申込書に誤記や記入漏れ等があった場合は、出願を受理できない場合があります。
- (2) 受験資格を満たす選考職種を選択し、出願してください。（受験資格を満たさない場合は、受理できません。）
- (3) 受理した申込書は返却しません。
- (4) 出願後に受験資格を欠くこととなったとき又は受験資格を欠くこととなった場合と同等になったと認められるときは、出願を無効として取り扱う場合があります。
- (5) 出願後の辞退については、在籍する学校の学校長等を通じて、市教育委員会へ速やかに届け出てください。
- (6) 申込者に関する情報は、本選考の実施及び合格した場合の採用事務の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (7) 本採用選考の実施にあたり取得した申込者に関する情報（但し、本人及び市教育委員会以外の第三者から取得した情報は除く）は、市教育委員会及び府教育委員会でも共有します。

6 選考の方法

- (1) 選考方法は、書類選考及び面接考査にて行います。
- (2) 選考書類は、出願した申込書、市教育委員会の推薦書及び人事記録（写し）です。なお、必要に応じて、選考書類を追加する場合があります。
- (3) 過去に、刑事罰や、国家公務員法、地方公務員法、就業規則に基づく懲戒、制裁の処分を受けたことがなく、かつ、文部科学省が提供する「官報情報検索ツール」により教員免許状が失効・取上げとなった事実がないことが確認できた者については、面接考査を免除します。

※地方公務員法第28条第2項第1号に基づく分限休職中（病気休職中）の者を除きます。

- (4) 面接考査の対象者については、出願受理後、市教育委員会を通じて、選考の日時・集合時刻・選考会場等の詳細を通知します。その際、面接考査の受験に際して配慮（手話通訳者の配置、車椅子の使用等）が必要な場合は、在籍する学校の学校長等を通じて、市教育委員会経由で府教育委員会に申し出てください。

※配慮事項については、採用後、府教育委員会や勤務先の学校において人事情報として保有し、勤務先等において、合理的配慮の参考として活用します。

<面接考査>

実施日*5	予定時間	考査会場	内容
令和3年7月31日（土）	9時～18時 指定する時刻から概ね 2時間（待機時間含む）	大阪市立中央高等学校	個人面接

*5 【予備】8月1日（日）

※災害発生や新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、当初予定していた選考日程等に変更が生じる場合は、市教育委員会を通じて、その旨をお知らせします。

7 合格者の決定

大阪府立学校の教職員及びその募集職種・職務にふさわしい能力・適性を有すると認められる者を合格とします。

8 合格発表（予定）

令和3年8月下旬に、在籍する学校の学校長等を通じて発表します。

※合否結果は、発表日に市教育委員会から在籍する学校の学校長等へ通知します。

9 採用

- (1) 合格者には、採用手続きに必要な書類を指定する期日までに提出していただきます。
- (2) 合格者は、原則として、令和4年4月1日に採用する予定です。
- (3) 合格発表後に受験資格を欠くこととなった場合や受験資格を欠くこととなった場合と同等になったと認められるとき、採用するに相応しくない非違行為が判明したときは、合格を取り消す場合があります。また、出願内容等に虚偽記載があった場合は、合格の取消しや採用後懲戒処分を行う場合があります。なお、事実確認のため、申込者及び任命権者（市教育委員会）に照会することがあります。
- (4) 合格発表後の辞退については、在籍する学校の学校長等を通じて、市教育委員会経由で府教育委員会へ速やかに届け出てください。
- (5) 教諭のうち、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は「教諭（指導専任）」とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません（教諭以外の職種についても同様です）。
- (6) 市教育委員会在籍時における府教育委員会が定める基準（昇任年齢等）を上回る昇任については、府教育委員会の基準を充足したときに府基準における昇任のための能力実証がなされたものとします。
- (7) 選考職種が教諭のうち工業系科目を専門科目とする者については、採用時に、市教育委員会採用時の「合格判定教科」をもとに、専門教科・科目を改めて決定します。

10 勤務条件

給与等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 府立高等学校採用時の給料については、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号。以下「給与条例」という。）等の規定により、高等学校等教育職給料表の級・号給を決定し支給します。 ※市教育委員会に教職員として採用された日に府教育委員会の教職員として採用されたものとした場合の級・号給を基準として、他の府職員との均衡及び従前の勤務成績を考慮して昇給等の規定を適用して再計算した場合に、府立高等学校採用日（令和4年4月1日）に受けることとなる給料に決定します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昇給 給与条例等の規定により、昇給日（1月1日）に勤務成績に基づき昇給します。 ※府立高等学校採用年度の昇給については、市教育委員会による勤務成績の証明に基づき実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸手当 給与条例等の規定により、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等をそれぞれの条件に応じ支給します。 ※扶養手当・住居手当・通勤手当については、通常の新規採用者と同様に、本人自ら申請（届出）の手続きが必要です。また、扶養手当・住居手当・通勤手当は、認定手続き完了後の給与支給日に支給します。なお、府市間で制度・基準に違いがありますので、それぞれの条件に応じ、府では認定（支給）できないことや手当額が異なる場合があります。 ※児童手当についても上記手当と同様に申請（届出）の手続きが必要です。 勤勉手当については、期末手当及び勤勉手当条例等の規定により、勤務成績に応じて支給します。 ※府立高等学校採用年度の勤勉手当成績率については、市教育委員会による勤務成績の証明に基づき決定します。 退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号。以下「退職手当条例」という。）等の規定により支給します。 ※府立高等学校採用日前に引き続く市教育委員会の勤続期間（退職手当が支給されていない場合に限る）は、大阪府職員としての勤続期間に通算します。
勤務時間 ・ 休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間 週当たり 38 時間 45 分（月～金／勤務日、土・日／週休日、祝日・12/29～1/3／休日） 8 時 30 分から 17 時 00 分まで（高等学校の定時制課程（夜間）は、13 時 15 分から 21 時 45 分まで） ・ 休憩時間 1 日当たり 45 分 ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇 年次有給休暇は1年間につき20日付与。（残日数は20日を限度として翌年に繰越します。） 特別休暇は、結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等が制度化されています。

※標記の勤務条件等は、令和3年6月1日現在の内容です。今後、変更することがあります。

【問い合わせ先】

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

電話 06-6941-0351（府庁代表）内線 3444（平日午前9時から午後6時まで 土日祝日休み）

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/>